

告示

広島市告示第127号

令和8年 3月30日

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の3第1項の規定に基づき、河川工事を次のように施行するので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松 井 一 實

1 河川の名称及び区間

一級河川太田川水系指定区間小河原川

上流端 左岸 広島市東区福田五丁目1150番3地先

右岸 広島市東区福田五丁目4126番3地先

下流端 左岸 広島市東区福田町字木ノ宗959番地先

右岸 広島市東区福田町字恵木2465番地先

延長 1,450m

2 河川工事の内容

都市基盤河川改修事業

3 河川工事の期間

平成10年10月21日から令和9年3月31日まで